

## (2) 上位・関連計画の整理

## 1) 海田町総合基本計画(平成13年3月)

## ①まちづくりの基本理念

## 【目標とする都市像(将来像)】

**人と地域が輝く「ひまわりのまち・海田」**

## 【都市像を支える基軸】

## 1. 水と緑と文化が彩る「快適環境都市」

ー住んでみたい・住み続けたい多彩な環境と生活空間の創造ー

- ・水と緑がまちの骨格的な景観をはぐくみ、歴史文化が息づく地域の特性を生かしながら、うるおいのある多彩な環境と生活空間の形成に取り組み、住んでみたい・住み続けたい都市を創造する。

## 2. 参加と連携が支える「安心健康都市」

ー地域ぐるみで支えあう安心して健康に暮らせる環境の創造ー

- ・一人ひとりの参加と連携による豊かな地域社会づくりを進めながら、日常生活の安全の確保を図るとともに、健康づくりや福祉のまちづくりに取り組み、地域ぐるみで支えあう安心して健康に暮らせる都市を創造する。

## 3 活力と魅力を備えた「交流拠点都市」

ー安芸ブロックの活力と魅力を高める都市機能と未来を切り開く力の創造ー

- ・広域的な連携と役割分担の中で、海田町、さらには安芸ブロックの活力と魅力を高め交流を促進する都市機能と基盤の整備を進め、多様なふれあいを通じて現在を支え、未来を切り開く力をはぐくむ都市を創造する。

## ②基本計画(部門別計画) (※各項目で重複する内容は省略)

## 【コミュニティ活動等の場や支援体制の整備・充実】

- ・すべての人が利用しやすい施設とするため、広島県福祉のまちづくり条例や海田町障害者基本計画を踏まえて施設のバリアフリー化を進める。
- ・障害者等が利用しやすい施設とするため、施設における受け入れ態勢の充実や管理運営へのボランティアの参加などを進める。

**【人にやさしいまちづくりの推進】**

- ・高齢者や障害者等に配慮したまちづくりの考え方やバリアフリーについての情報提供や啓発を図り、人にやさしいまちづくりを進める。
- ・高齢者や障害者等への心遣いや基本的マナーなどについての教育や啓発を図り、心のバリアフリーを進める。
- ・高齢者や障害者等が安全で自由に行動し、社会参加できるよう、公共建築物や歩行者空間、公園などのバリアフリー化やエレベーターの設置等を推進する。
- ・バリアフリー化にあたっては、「広島県福祉のまちづくり条例」に基づいて、適用施設を対象にその整備基準の適合に努めるとともに、民間建築物の整備・改善を誘導する。
- ・JR海田市駅におけるプラットホームと列車の段差解消等施設改善やエレベーター等の設置について交通事業者に働きかける。
- ・低床バスやリフト付きタクシーの導入、バス停留所の改善等を促進する。

**【バリアフリー化の推進】**

- ・住民の福祉意識の啓発を推進し、障害者やその家族への理解やあたたかい心の醸成に努める。
- ・既存の公共施設については、バリアフリーに関する点検を実施し、必要に応じてバリアフリー化に向けた修繕・整備に取り組む。
- ・新しく整備する公共施設については、計画段階から障害者等の意見の反映に努め、すべての人にとって使いやすく安全、快適な施設とする。
- ・町営住宅の建替えにおいては、障害者等に配慮した共用空間や住戸の整備を図る。
- ・歩道等の十分な幅員の確保、段差の解消、休息施設の設置などに努める。
- ・駅舎のバリアフリー化、バス停周辺のバリアフリー化に努めるとともに、低床バスの導入を事業者に働きかける。
- ・JR海田市駅周辺地区の整備状況を勘案しながら、タウンモビリティの導入に努める。
- ・住民等に対してバリアフリー化に関する情報を提供し、民間施設や住まいのバリアフリー化を促進する。

**【安全で快適な交通環境の確保】**

- ・歩道等の整備においては、障害者や高齢者等に配慮したバリアフリーの環境づくりに努める。
- ・危険な交差点の改良、横断歩道やバス停の整備・改善、バリアフリー化に努める。

**【多様な公園緑地の計画的な整備】**

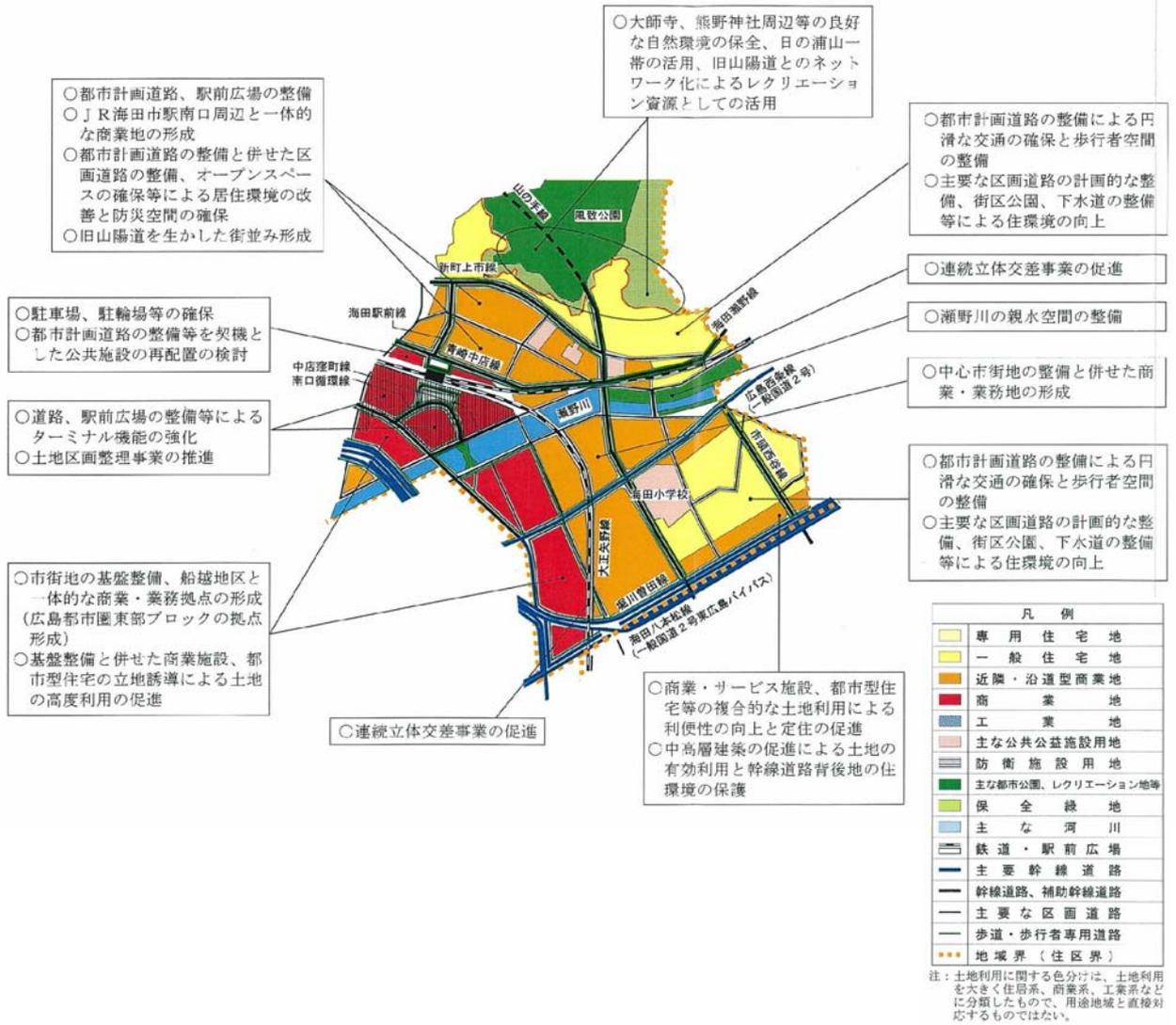
- ・JR海田市駅からひまわり大橋を経て、大正交差点周辺地区の商業地に至るルートにおいて、緑道（かいたプロムナード）の整備を図る。その中では、歩行者・自転車が快適に通行できる十分な幅員の確保、植栽、彫刻等の修景施設、休息施設の設置、バリアフリー化を図る。

**【都市軸の形成】**

- ・国道31号及び県道広島海田線の緑化・修景を促進するとともに、地区計画の導入などにより、歩行者空間の拡充やバリアフリー化、うるおいのある都市景観の形成に努める。

③基本計画（地区別計画）

【海田中央地区】



## 2) 海田町都市計画マスタープラン（平成13年3月）

## ①都市づくりの目標

## 【都市像】

**人と地域が輝く「ひまわりのまち・海田」**

## 【都市像を支える3つの基軸】

## 1. 水と緑と文化が彩る「快適環境都市」

－住んでみたい・住み続けたい多彩な環境と生活空間の創造－

## 2. 参加と連携が支える「安心健康都市」

－地域ぐるみで支えあう安心して健康に暮らせる環境の創造－

## 3 活力と魅力を備えた「交流拠点都市」

－安芸ブロックの活力と魅力を高める都市機能と未来を切り開く力の創造－

## ②都市づくりの基本方針

## 【安心して暮らせる福祉のまちづくり】

- ・道路、公園等の公共施設、移動空間、公共建築物等のバリアフリー化の推進、民間建築物のバリアフリー化の促進などにより、全ての町民が安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する。

## ③道路・交通施設の整備方針

## 【公共交通】

- ・連続立体交差事業と併せて、駅舎の改築とバリアフリー化を推進する。
- ・高齢者・障害者等がバスを利用しやすいよう、低床バスの導入を働きかける。

## 【歩行者・自転車空間のネットワーク】

- ・歩行者、自転車利用者が市街地内を安全で快適に移動できるよう、都市計画道路の歩道、ひまわり大橋、瀬野川の河岸緑地等を活用するとともに、歩車共存道路の整備等を推進し、歩行者空間のネットワークの形成を図る。

## 【快適な道路空間の創出】

- ・高齢者・障害者等が安全で快適に移動できるよう、歩行者空間のバリアフリー化を推進する。

## ④公園緑地等の整備方針

## 【緑道等】

- ・JR海田市駅からひまわり大橋を経て大正交差点周辺の商業地に至る緑道を整備することとし、歩行者・自転車が快適に通行できる十分な幅員の確保、植栽、彫刻等の修景施設、休憩施設の設置、バリアフリー化等を推進する。

## ⑤市街地の整備方針

## 【J R海田市駅南口周辺地区】

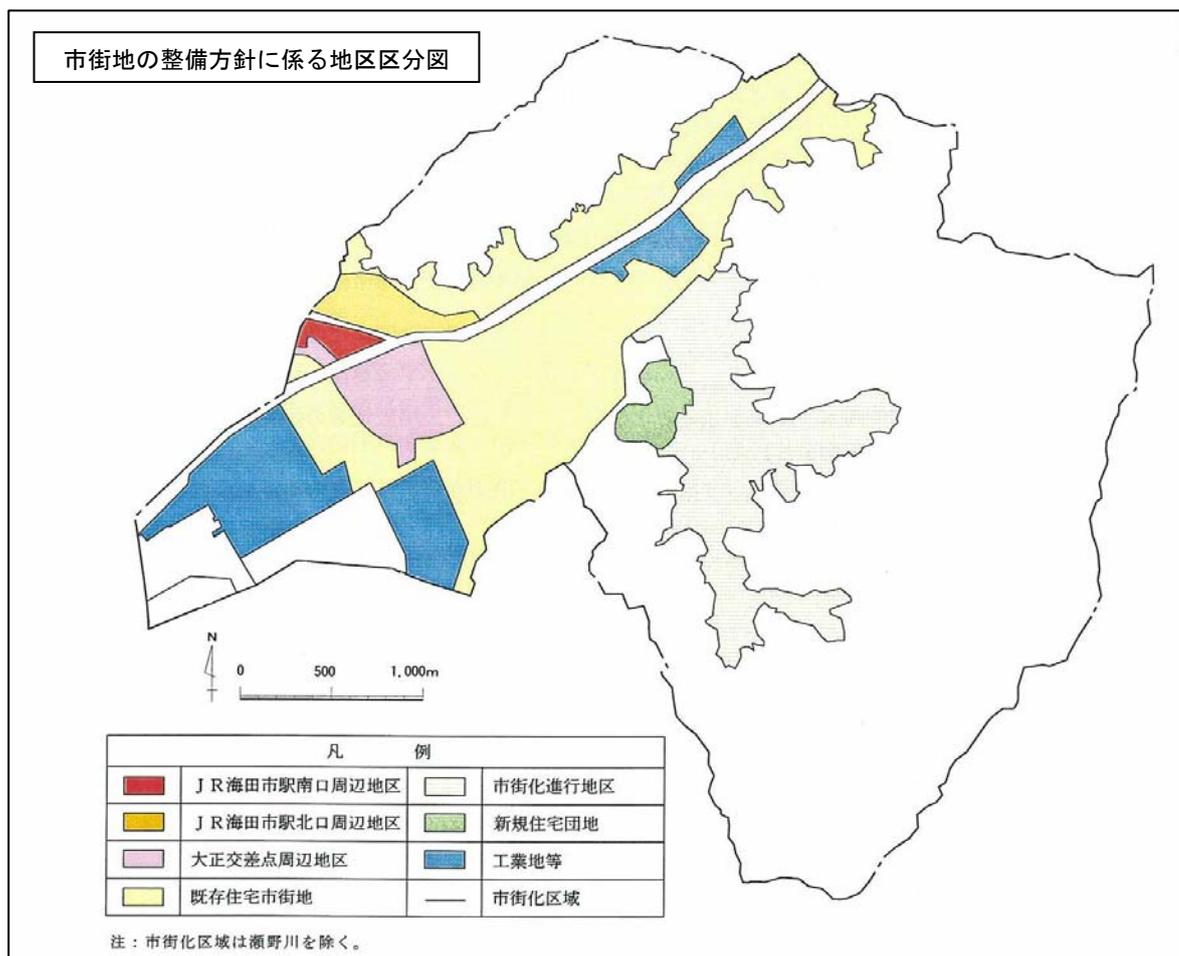
- ・土地区画整理事業により、都市計画道路、駅前広場、街区公園等の公共施設と宅地を一体的に整備する。
- ・土地の高度利用等を通じて、商業・業務施設の集約化を誘導し、J R海田市駅北口周辺地区、大正・堀川地区、広島市安芸区船越地区等と一体的な商業拠点の形成を図る。

## 【J R海田市駅北口周辺地区】

- ・連続立体交差事業、都市計画道路、駅前広場等の整備を推進し、J R海田市駅南口と一体的な市街地の形成を図る。
- ・都市計画道路の整備と併せて、区画道路、街区公園等の整備を推進するとともに、総合的な住環境整備手法の導入手法を検討し、住環境の改善と防災性の向上を図る。

## 【大正交差点周辺地区】

- ・連続立体交差事業、都市計画道路の整備等を推進するとともに、区画道路、J R海田市駅につながる歩行者専用道等を整備し、J R海田市駅南口周辺と一体的な市街地の形成を図る。
- ・市街地の再整備、共同建替、協調建替等により土地の高度利用と都市環境の向上を図るとともに、商業・業務施設、文化施設、都市型住宅等の集積化を促進し、J R海田市駅周辺と一体的な商業・文化拠点の形成を図る。



⑤福祉のまちづくりの方針**【公共施設のバリアフリー化】**

- ・道路については、歩道等における十分な幅員の確保、段差の解消、休憩施設の設置、立体横断施設へのエレベーター設置等によるバリアフリー化を推進する。
- ・公園緑地、公共施設緑地、民間施設緑地等については、園路、トイレ等のバリアフリー化を推進する。

**【移動空間のバリアフリー化】**

- ・歩道等のバリアフリー化と併せて、駅舎、バス停周辺等のバリアフリー化を促進するとともに、低床バス導入の働きかけを行う。
- ・JR海田市駅周辺地区の整備状況を勘案しながら、タウンモビリティの導入に努める。

**【建築物のバリアフリー化】**

- ・公共建築物のバリアフリー化を推進するとともに、ハートビル法（※現・バリアフリー新法）に基づいて、民間建築物のバリアフリー化を推進する。

⑥地域別構想（海田中央地区）

- ・「海田町総合基本計画」に同じ（P13 参照）

## 3) 海田町障害福祉計画（平成 19 年 3 月）

## ①重点施策の体系

## 【重点施策の方向性】

**いたわりとやすらぎのある地域社会づくり**

- ・いたわりとやすらぎのある地域での生活の支援
- ・障害者が生きがいを持ち自己実現をめざせる支援

## ②重点施策

## 【相談支援体制の充実】

障害者、障害児の保護者等からの相談に応じ、3 障害の総合的情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、就労支援情報の提供、居住に関する相談、その他必要な支援を行うとともに、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を支援する。そのために関係機関等との連携を強化し、相談ネットワーク体制の構築を目指す。

< 関連施策 >

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| ■ 相談支援事業の実施     | ■ 総合相談体制の構築    |
| ■ 専門機関との連携を構築   | ■ 地域自立支援協議会の設置 |
| ■ サービス利用計画の作成支援 |                |

## 【入所・入院から地域生活への移行支援】

障害のある方が自ら生活場所を選択し、地域で安心して生活するための支援を強化する。特に、医療機関に入院している方で、「受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者」の退院に向けた環境整備としても地域での住居の確保が重要であり、「暮らしの場」の確保のため、グループホーム、ケアホーム、福祉ホームなどの整備を検討する。

< 関連施策 >

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| ■ グループホーム・ケアホームの整備 | ■ 福祉ホームの整備   |
| ■ 住環境整備（住宅改修）の促進   | ■ 障害者の入居支援   |
| ■ 精神障害者退院の促進       | ■ 障害者社会参加の促進 |

## 【就労支援の強化】

「障害者がもっと働ける社会」の実現のために、就労支援ネットワークを構築し、町を挙げた支援体制を整備する。また、就労の機会創出や就労継続支援施設等で就労する障害者の工賃アップを目指す。

< 関連施策 >

- |                                |
|--------------------------------|
| ■ 就労支援ネットワークの構築                |
| ■ 就労移行支援、就労継続支援 A, B 型等サービスの整備 |
| ■ 障害者雇用促進法の改正に関する周知            |

**【在宅サービスの充実】**

障害のある方が地域で孤立することなく、快適な生活を送るためには、日中活動の場の充実をはじめ、地域生活を支援するサービスの提供が重要であり、障害者の状況に合わせた、様々なサービスの充実を図っていく。また、障害者福祉サービスの利用者負担を助成する制度を導入する。

<関連施策>

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| ■生活介護等サービスの確保と支援  | ■日常生活用具の給付 |
| ■地域活動支援センターの設置    | ■移動支援事業    |
| ■日中一時支援事業         | ■生活サポート事業  |
| ■障害福祉サービスの利用者負担助成 |            |

**【社会参加の促進】**

障害のある人の自立を支援するためには、地域の住民の障害に対する理解や状況に応じた協力が不可欠であり、障害者の方がハンディを理解し、地域でともに住み、ともに働く仲間として、社会参加を促進する。

<関連施策>

- |                         |
|-------------------------|
| ■多様な講座・スポーツ活動・交流の場の整備推進 |
| ■コミュニケーション支援の充実         |

**③その他の施策と推進体制****【障害児への支援】**

- |                |                  |
|----------------|------------------|
| ■措置から契約への転換    | ■施設利用の拡張         |
| ■障害児施設利用者負担の軽減 | ■乳幼児期における発達障害の支援 |
| ■特別支援教育の充実     |                  |

**【地域での生活支援】**

- |           |  |            |
|-----------|--|------------|
| ■障害者の入居支援 | ■地域活動参加促進  | ■生きがいづくり支援 |
| ■生活環境の整備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共機関の整備・改善として、車両、駅舎、停留所、標識等について障害者の利用に配慮した整備・改善を進めるよう関係機関に働きかける。</li> <li>・「広島県福祉のまちづくり条例」に基づき、民間事業者や住民の理解と協力を得ながら、建築物、道路、公園等の都市施設の整備を促進する。</li> </ul> |            |

**【利用者負担の軽減】**

- |                          |
|--------------------------|
| ■障害者福祉サービス及び補装具費の利用者負担助成 |
|--------------------------|

**【推進体制】**

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| ■連携体制の強化 | ■住民等への周知 | ■計画の継続的評価 |
|----------|----------|-----------|

4) 海田市駅地区 あんしん歩行エリア基本計画 (平成 18 年 3 月)

①計画の背景・目的

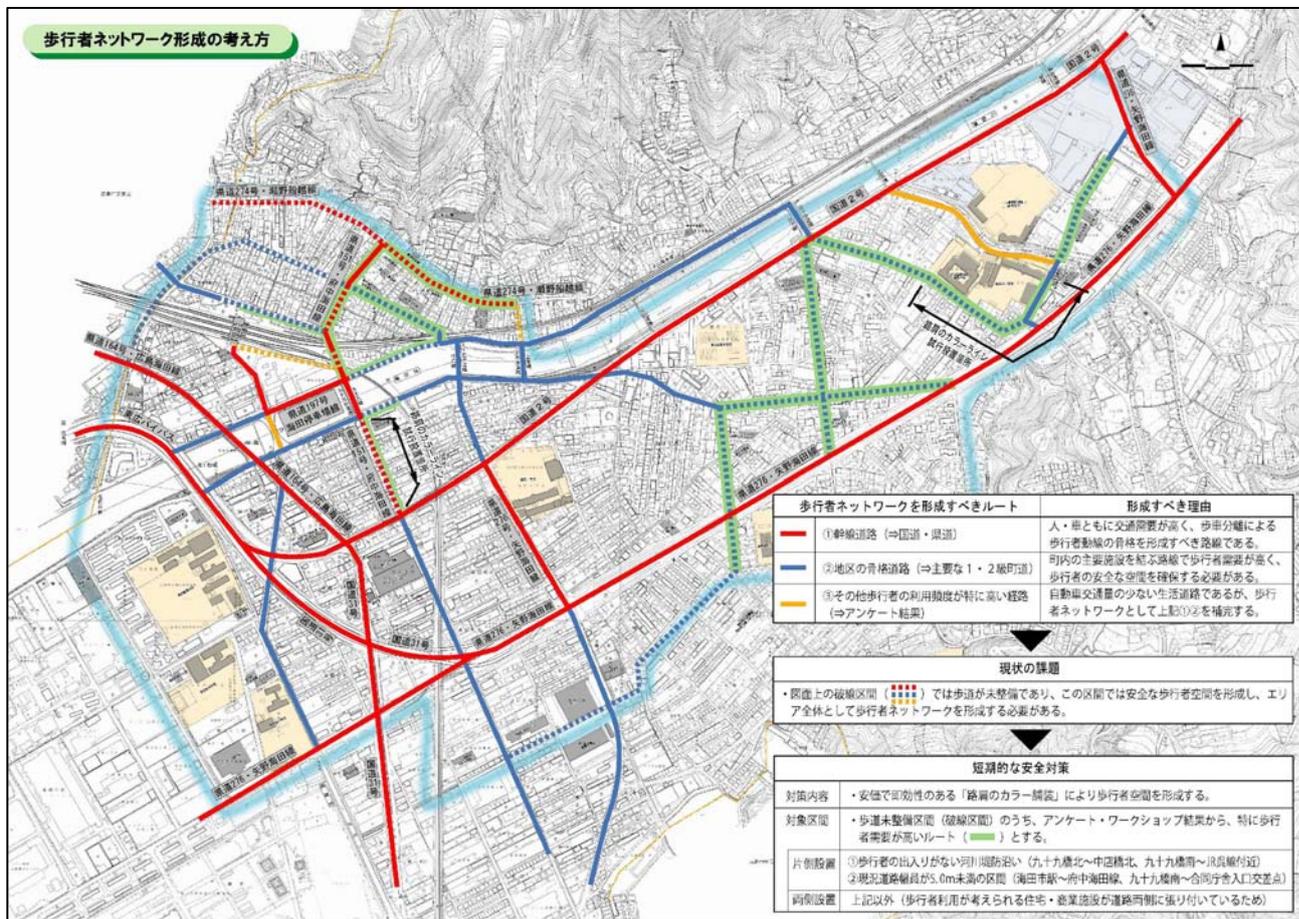
「あんしん歩行エリア」とは、市街地の中で事故発生割合が高く、歩行者や自転車の安全な通行の確保が緊急に求められる地区のことで、全国で 796 箇所が指定され、海田町では「海田市駅地区」が指定を受けている。このエリア内では 1 年間に 221 件 (119 件/k m<sup>2</sup>) の死傷事故が発生しており、これは全国の同様なエリアにおける年間平均事故件数 35 件/k m<sup>2</sup> と比べて約 3.4 倍となっている。

これらの現状を踏まえ、海田町では、こども・高齢者・障害のある方など誰もが安全で安心して暮らせるまちを実現し、住みよい環境づくりを推進するために、「あんしん歩行エリア」において、平成 15～19 年度の 5 年間、公安委員会と道路管理者の連携により、総合的な安全対策を面的に実施していく。

②対策案の検討

対策案の検討にあたっては、「まち歩き点検」や「アンケート調査」、「ワークショップ」などを実施し、地域住民の意見を反映した。

線的な対策については、歩行者ネットワーク形成の考え方を次のとおり整理した上で、短期的に整備を実施する対象区間を選定した。整備手法としては、狭幅員の道路では、短期的に歩道の設置が困難であるため、「路肩のカラーライン」により歩行者空間を形成することとした。



点的な対策については、エリア内の危険箇所（52箇所）の中から、優先的に安全対策を実施すべき箇所（16箇所）を住民参加ワークショップにおいて選定し、地域住民・公安委員会・道路管理者等と協力・調整を図りながら対策案の検討を行った。

